

理 由

生産緑地地区は、柏原市の市街化区域内の優れた環境機能及び多目的保留地機能を有する農地等を計画的に保全し、もって良好な都市環境の形成に資することを目的に定めるものである。

よって本案は、柏原市生産緑地地区追加指定要綱第4条に規定する「追加指定の申出」に伴う新規地区の追加及び区域変更をはじめとして、生産緑地法第10条に基づく「買取りの申出」に伴う同法第14条による「行為の制限解除」がされた地区の区域変更を行うものである。